

ヒアリ類(要緊急対処特定外来生物)に係る対処指針の概要

令和 5 年 4 月
環境省
国土交通省

1. 背景・趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 42 号）による改正後の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）においては、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において、検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものを「要緊急対処特定外来生物」として政令で指定することとされた（法第 2 条第 3 項）。

この要緊急対処特定外来生物については、法第 24 条の 7 第 1 項において、環境大臣及び国土交通大臣が、要緊急対処特定外来生物が付着し又は混入するおそれがある物品の輸入、輸送又は保管に伴う要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するためにとるべき措置に関する指針（以下「対処指針」という。）を定めることとされている。

令和 4 年 11 月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和 4 年政令 360 号）により、ヒアリ類が要緊急対処特定外来生物に指定され、令和 5 年 4 月 25 日に「ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針を定める件（令和 5 年国土交通省・環境省告示第 1 号。）」が公布された。本告示については令和 5 年 6 月 1 日より施行される。

2. ヒアリ類について

「ヒアリ類」とは、以下のア及びイの総称（通称）である。

ア、ヒアリ類 4 種群に属する種（下記 4 点）に属する生物の個体

- ・ *Solenopsis geminata* 種群（ソレノプシス・ゲミナタ種群）全種
- ・ *Solenopsis saevissima* 種群（ソレノプシス・サエヴィスィマ種群）全種
- ・ *Solenopsis tridens* 種群（ソレノプシス・トゥリデンス種群）全種
- ・ *Solenopsis virulens* 種群（ソレノプシス・ヴィルレンス種群）全種

イ、アの各種群に属する種に属する生物が、アに記載の各種群に属する他の種に属する生物と交雑することにより生じた生物の個体

- ※ 上記の 4 種群に属する種やそれらの種の交雑により生じた生物は、いずれもヒアリと共通の性質を持っている近縁種である。
- ※ *Solenopsis invicta*（ヒアリ）は、*Solenopsis saevissima* 種群（ソレノプシス・サエヴィスィマ種群）に含まれている。
- ※ *Solenopsis geminata*（アカカミアリ）は、*Solenopsis geminata* 種群（ソレノプシス・ゲミナタ種群）に含まれている。

3. ヒアリ類に係る対処指針の内容について

ヒアリ類に係る対処指針においては、法第 24 条の 7 第 1 項に基づき要緊急対処特定外来生物であるヒアリ類が付着等をするおそれがある物品が輸入された港又は飛行場を所有又は管理する事業者、当該物品等を所有又は管理する事業者及び当該物品等の経由地又は到達地である土地又は施設を所有又は管理する事業者（以下「対象事業者」という。）がとるべき措置に関する事項を定めることとされている。

同項に基づき、対象事業者を役割に応じて極力具体化するため、対象事業者は以下の（１）～（９）とし、共通の取組事項及び対象事業者の役割に応じた取組事項を定める。

- （１）港又は飛行場を所有又は管理する事業者
- （２）コンテナ等をリース又は所有する事業者
- （３）船舶や航空機から物品又はコンテナ等を荷下ろしする事業者
- （４）物品等を倉庫で保管・仕分けする事業者（倉庫を管理する事業者を含む。）
- （５）車両で物品等を輸送する事業者
- （６）輸入、輸送及び保管について全体の流通を管理する事業者
- （７）物品等を受け取る事業者
- （８）物品について処分権限を有する事業者
- （９）船舶又は航空機で物品等を輸送する事業者

また、とるべき措置については、ヒアリ類の拡散防止を適切に実施でき、実効性のある方法とするとともに、対象事業者が遵守すべき事項（法第 24 条の 7 に基づき勧告、命令の対象になる事項）に加え、実施することが望ましい事項や期待される事項についても記載し、優良事例の形成を促すこととしている。

法第 24 条の 2 又は第 24 条の 5 に基づく検査、命令等に係る事項については本指針では取り扱わない。

4. 規制の周知に関する参考資料

- ・ 要緊急対処特定外来生物ヒアリに関する情報

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/02_general/index.html

- ・ 対処指針の内容に関する解説資料等

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/04_business/index.html